

令和3年度地域少子化対策重点推進交付金(令和3年度補正予算)実施計画書

(都道府県分) 個票

自治体名

長瀬町

(都道府県: 埼玉県)

事業メニュー	結婚新生活支援事業			
区分	結婚新生活支援			
関連事業メニュー	3.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び新規に婚姻した世帯に対する引越費用に係る支援(都道府県主導型コース)			
個別事業名	長瀬町結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続	
実施期間	交付決定日 ~	令和5年3月31日	事業開始年度 平成31 年度	
対象経費支出予定額 ※(注)1	600,000		円	
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>長瀬町では、昭和60年に人口8,963人をピークに緩やかに人口減少していましたが、次第に減少幅が大きくなり、令和4年1月1日現在では、6,748人となっている。また、合計特殊出生率は、平成16年に国・埼玉県と比較して高い水準の1.43だったが、その後、平成17年に1.22、平成18年に0.93、平成19年に0.90と大幅に減少したのち、回復傾向にあった。平成22年に1.20まで回復したものの、その後は再び増減を繰り返しており、平成29年には0.73、平成31年度には0.48と減少している。</p> <p>自然動態では、減り幅が大きくなりながら推移している。若年層で将来転居の意向がある人が全体の約23%という調査結果があることから、社会増を目指す施策も実施しながら、出生率を増加させるため、町内の若者の結婚の希望を叶えることが課題となっている。</p> <p>長瀬町まち・ひと・しごと創生総合戦略において、次の基本方針を掲げている。</p> <p>①観光産業を軸とした地域の雇用の創出 ②新しい人の流れを創りだす定住・交流の活性化 ③「長瀬で出会い、長瀬で育てる」若年層への支援 ④町民の幸せな生活を支えるコミュニティの創造</p> <p>その中で、本個別事業については、新婚世帯の新生活を補助し、結婚を希望する方の経済的負担の軽減を目的としているため、基本方針③の事業に位置づけられている。</p>			
個別事業の内容	(個別事業の内容) ※(注)3			
	1. 概要			
	【補助対象要件】			
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦の合計所得が400万円未満	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合 (例)夫婦の合計所得が●●●万円未満	
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合 (例)夫婦ともに婚姻日における年齢が●●歳以下の世帯	
	【補助上限額】※補助対象費目について、一般コース・連携コースのいずれかで記載すること。			
	一般コース	<input type="checkbox"/> 各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合 (例)各費用に係る合計が●●●万円	
	都道府県主導型コース	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合 (例)各費用に係る合計が●●●万円
		39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合 (例)各費用に係る合計が●●●万円
	【その他独自要件】			
補助要綱第3条 (3)補助金の交付を受けた日から、夫婦のいずれも3年以上町内に居住する意思があること。 (6)夫婦の双方に町税の滞納がないこと。				
2. ①申請見込み世帯数	1	世帯		
※都道府県主導型の場合の内訳	共に29歳以下 1	世帯		
左記以外	0	世帯		
【積算根拠】				
1件(支給見込世帯数)×60万円(補助上限額)×2/3(補助率)=400千円 ・1件については、令和2年度の夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の婚姻件数7件のうち、所得400万円未満の世帯数を税務課において確認し、算出。				
〔令和3年度見込世帯数 1 世帯〕				
②継続補助の見込	0	世帯		
対象経費支出予定額	0	円		
3. 広報の実施予定				
町広報4月号に掲載、SNSの活用等を通じて、幅広く対象世帯に情報を提供する。 婚姻届受付担当課において、婚姻届の提出時にチラシを配布してもらう。				

	KPI項目	単位	目標値	現状値
少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4	長瀬町人口ビジョンにおける合計特殊出生率		2.07(2060年)	0.48(令和元年)
参考指標 ※(注)5	項目	単位	直近の実績	
	合計特殊出生率	%	0.48(令和元年)	
	婚姻件数	件	7(令和2年)	
	婚姻率	%	1.0(令和2年)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目	単位	目標値	現状値
	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	100	0(令和2年度)
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	70	0(令和2年度)
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	100	0(令和2年度)
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	<p>実施に当たっては県と市町村は共催とし、市町村は市町村内の企業や経営者および大学に講演会、体験会等実施の周知広報および場所を準備する。オンラインで県内市町村の会場とつなぎ、対面とオンラインで効率的に県内経営者や新卒社員、大学生にアプローチをする。</p> <p>県は対面用会場の手配、講師やAI婚活体験のシステム管理委託業者との調整および広報等を担い、市町村は当日の来場者の誘導やアンケートの配布、回収、回収後はアンケート内容の分析等の役務を実施する。</p>			
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	<p>チラシの配布先について、町内外の不動産会社に依頼することで、事業のさらなる周知を図る。</p>			
委託契約の有無 ※優良事例の横展開支援事業 又は重点課題事業を実施する 場合のみ記載				
上記「事業内容」について、「地方創生推進交付金」の申請の有無	無			

(注)

1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。

2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、これまでの自治体における少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題と、それらを踏まえた、自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付けを記載すること。

3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。また、事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること。

4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和4年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。

5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。

6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。

※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。

7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。